○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七九九九の一三、七九九九の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻字ヘイシリ一五八八（次の図に示す部分に限る。）、一五八九、字桐ノ木沢一五九〇（次の図に示す部分に限る。）、一六〇八の一、一六〇八の三、字ナカノ一六二八の一（次の図に示す部分に限る。）、字クロ石一六二八の三、字水ノ口一八二〇の一・一八二〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字狐井戸一九五一・一九六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九五三の一の三、字クミウツ一九六六（次の図に示す部分に限る。）、一九六八、字ヌカハタケ一九七四の一（次の図に示す部分に限る。）、字ソバキサワ一九七九の三（次の図に示す部分に限る。）、字アカイシ二〇一四の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町別府六三六から六四〇まで、六四一の一、六四一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町別府五五七の一、六三五の一、六三五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫三八七七の一、三八七七の一一、三八八一の一、三八八二の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町九日市一一四二の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岩手県和賀郡西和賀町沢内字大野一七地割一四三の三、一四三の四、字大野一八地割二六の一、二七の一、六〇の二、六〇の七から六〇の九まで、六〇の一七、六〇の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大野一七地割一四三の三・一四三の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大野一八地割二六の一・二七の一・六〇の七から六〇の九まで・六〇の一七・六〇の一八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇の二